

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 山末
日 時	令和2年3月9日(月曜日)		開 議 午後 1 時 30 分 閉 議 午後 5 時 24 分
出席委員	◎並河 ○大塚 長澤 富谷 平本 三宅 小松 西口 (齊藤議長)		
理事者 出席者	【環境市民部】 由良部長 [市民課] 増田課長、齋田受付係長 [保険医療課] 荻野課長、岩佐国保料係長 【健康福祉部】 河原部長 [地域福祉課] 佐々木課長、中野副課長 [高齢福祉課] 山内課長、松本副課長、木村介護保険係長、山口高齢者係長 【市立病院】 佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長、榎本主任		
事務局	山内事務局長、鈴木係長、山末主査		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 5名	議員15名 (三上、浅田、田中、山本、木村、赤坂、松山、小川、奥野、福井、藤本、木曾、竹田、菱田、石野)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第56号議案 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<管理部長>

(あいさつ)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

[理事者退室]

～ 1 3 : 3 8

[理事者入室] 健康福祉部

- (1) 第42号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(あいさつ)

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～13:40

[質議]

<西口委員>

対象者数は。

<地域福祉課長>

具体的な数は把握していないが、あまり多くはない。

～13:41

- (2) 第46号議案 亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

[理事者退室]

～13:46

[理事者入室] 環境市民部

- (1) 第45号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(あいさつ)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～13:56

[質疑]

<西口委員>

施行期日はいつになるのか。

<保険医療課長>

令和2年4月1日である。

<並河委員長>

対象世帯はどれぐらいか。

<保険医療課長>

医療分については改正前が98世帯、改正後が93世帯である。介護分については78世帯であったものが65世帯となる。

～13:28

(2) 第48号議案 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

<市民課長>

(資料に基づき説明)

～13:59

[質疑]

<小松委員>

対象の範囲は広がるのか。

<市民課長>

成年被後見人であっても法定代理人が同行し、かつ成年被後見人本人による申請であるときは、印鑑登録申請を受け付けることができるようになるため、広がることとなる。

[理事者退室]

～14:01

[委員間討議]

<平本委員>

第47号議案、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例について、最も課題となっているのは、進め方についてと市民や事業者に混乱が生じないようにすることについてであると思う。そのため、市民及び事業者に混乱が生じない万全の状態であれば、この条例を進めていくべきではないかと考えているが、他の委員はどう考えるか。

<大塚副委員長>

当委員会では、本条例について議論を重ねてきた。プラスチックごみの問題は保津川の景観だけでなく海洋汚染にもつながり、最終的には生態系に影響を及ぼす問題である。その影響の大きさは共通認識であると思う。亀岡市は全国に先駆けて取り組んでおり、アンケート調査においては亀岡市民の約7割が賛成している。また、レジ袋の有料化を協定により開始し、エコバッグの持参率も約8割となっていることから、亀岡市民に環境意識が確実に浸透してきていると感じる。7月には全国一斉にレジ袋が有料となる。今後、本条例の施行に当たり、個人商店等、影響が大きい事業者に納得していただくための配慮と努力を重ねることや、3月6日の委員会で提示された工程表に則って進めていくに当たり、新型コロナウイルスの影響も加味すること等を附帯決議として示す中で条例案に賛成していきたいと考えている。

<富谷委員>

前回の委員会の後に会派でも協議を重ねたのだが、市民や事業者の不安を確実に取

り除くためには十分な周知期間が必要である。今年の7月には国の有料化が開始され、バイオマスプラスチックの袋の方向性も見えてくるので、その状況を見てから施行期日を決定した方がよいと思う。また、公表の規定については疑義があるため、もう少し緩和した方法がとれないかと考えている。

<三宅委員>

新型コロナウイルスの影響等もあり、執行部から示された工程表のとおりに進捗するとは思えない。また、国の有料化の施策も実施されることから市民の混乱を招くことも考えられる。もう少し時間をかけて検討すべきと考える。

<平本委員>

条例を3月議会で可決し、しっかりと進めてもらいたいという考えなのか。それとも条例の制定自体を遅らせるべきと考えるのか。考え方を確認したい。

<三宅委員>

継続審査としてはどうかと考えている。

<富谷委員>

継続審査もあり得るが、施行期日の部分について、条文を修正するのであれば納得できる。

<長澤委員>

これまでの意見にもあったとおり、十分な期間を設ける必要があると考える。継続審査が望ましいと考える。

<西口委員>

準備期間をしっかりと設けることについては合意が図れていると思う。当初予定していた8月からの施行では厳しいと考えている。施行期日も含め、附帯決議として議会の姿勢を示すべきだと思う。これまで議論を重ねてきたので、合意を図り、3月議会で条例を制定できればと考える。

<平本委員>

拙速に進めてはいけないということだと思う。事業者や市民が不安を抱えているのもよくわかる。附帯決議案を作成しているので、各委員にご覧いただき、それに基づいて議論を行いたいのだが、配付してもよいか。

<並河委員長>

それでは、附帯決議案を配付願う。

(資料配布)

<並河委員長>

平本委員から説明を求める。

<平本委員>

(附帯決議案朗読)

<並河委員>

これについて、意見はあるか。

<小松委員>

細かな内容は別として、私は附帯決議を行うべきであると考えている。1年間にわたって議会で議論を重ねてきた。内容の趣旨については皆の合意が得られており、残っているのは施行期日の問題だけである。まずは条例を制定してはどうかと思う。また、公表について、一部の報道等により罰則であるというイメージを持たれているが、これは罰則ではない。また、表彰規定があるにもかかわらず、公表規定がないのはおかしいと思う。公表は公平性を担保するものなので、ある程度の制裁を加えることは当然だと思う。附帯決議案の内容については、この内容で賛同したい。

<三宅委員>

項目4について、どのような対応策になるのかが気になっている。代替紙袋の価格もはっきりしておらず、工程表には亀岡商工会議所の会員でない事業者に対する対応について全く記載されていないので、それに対してどうするのか。また、在庫の問題についても具体的な対応策が見えない。附帯決議だけで済ませるのはいかなものかと思う。

<平本委員>

対応策について、レジ袋の買い取りは行わないということであったが、マッチング作業等について最大限努力するという答弁もあった。三宅委員はどれだけの内容を望んでいるのか。

<三宅委員>

商業者が理解できる内容であることが基本であると思っている。それが、大量の在庫をどうするのかという点である。実際にどれだけの在庫があるのかもわからない。共同購入を行うとしても、何枚発注するのかもわからない状態で進めてしまってもよいのか。後になって混乱するのではないかと心配している。

<大塚委員>

紙製の袋であっても環境に負荷がかかる。最も大事なことは、マイバッグに切り替えていくことである。現在、マイバッグ持参率が8割まで到達している。これをさらに上げていくことに重点を置くべきである。

<富谷委員>

マイバッグ持参率100%に向けて取り組むのは当然のことだと思うが、事業者は代替袋が必要である。また、現段階で具体的な対応策を示すことは難しいと思う。公表の規定について、罰則規定ではないという話があったが、そうであったとしても事業者に対して制裁を与えるべきではないと思う。附帯決議の中に、公表については慎重に対応し、悪質と見なされる場合のみ公表を行う旨を盛り込めればと思う。

<西口委員>

周知期間が大事であるということは共通認識であると思う。附帯決議案では、施行期日を「令和2年12月1日以降」としているが、「令和3年1月1日」というように、議会の意思としてしっかりと施行期日を明記することも1つの方法であると思う。また、これに対して市長から議決までの間に方向性を明言してもらってはどうかと思う。

<大塚副委員長>

施行期日を延期することにより、公表の規定についてしっかりと検討することができる。特に守っていかなければならないのは小さな個人商店や零細企業であり、そういう事業者に対してどのようなことができるのかを考える時間は十分にあると思う。それを考えていくことが議員の仕事であると思う。条例が施行されると、協定を締結していない大型店も一律に対象となる。そういうところに対しては必要に応じて警告等を行っていくべきであると思う。継続審査とするのではなく、3月議会の中で方向性を決定し、施行期日までの間に検討を重ねていきたいと思う。

<長澤委員>

公表について、罰則ではないのかもしれないが、実際には被害を受ける可能性があるので、十分慎重に検討しなければならない。私は、条例の施行後に公表の規定が必要なかどうかを改めて検討することとすればよいと思う。表彰規定等をうまく活用することにより公平性を確保することもできるのではないかと。附帯決議案の内容に異議はないが、条例が原案のまま可決された場合に、附帯決議には法的な拘束

力がないため、最終的な判断は市長に委ねることとなる。また、公表の運用についても実際は執行部の裁量に任せることとなるので、議会の意思の示し方について、修正案になるのかも含めて検討していくべきであると思う。

<三宅委員>

前回の委員会でスケジュールが提示されたが、詳しい内容が記載されていない状態である。項目の実行及び諸状況により、さらなる延長も視野に入れるとのことだが、どのようにそれをチェックするのか。文書だけが一人歩きをしないか心配している。

<富谷委員>

施行規則の内容を議会で書き込めるのか。

<事務局主査>

施行規則については、市長が定めることとなっている。議会としての意思を伝えることはできるかもしれないが。議会で施行規則を定めることはできない。

<大塚副委員長>

附帯決議は議会の意思として非常に重いものであり、施行規則にも反映してもらえらると思う。

<三宅委員>

もし、12月の時点で条例施行までの準備ができていない場合、誰が施行を止めるのか。

<大塚副委員長>

当初は8月1日の予定で進めていた。協議会での意見や新型コロナウイルスの影響等もあるが、どこまでいっても一定の不安は残るものであり、そういうことを言っているといつまでたっても施行できない。当委員会として施行期日を指定しているので、それに向けて執行部も取り組んでいくと思う。

<西口委員>

執行部にしっかりと努力してもらおうよう求め、議会で検証も行っていく。議会が責任を持って意思を表明するものである。

<三宅委員>

期日を設けて執行部から報告をしてもらい、それによって施行期日を決めていくようなイメージになるのか。

<平本委員>

この条例は環境厚生常任委員会に付託された議案なので、委員会として常に行政報告を求めて進捗状況を確認しながら進めていくこととなり、行政に継続して話をしていくということが基本であると思う。

<長澤委員>

施行期日以外の部分の表現が抽象的な内容となっている。附帯決議を行うとすれば、もう少し全体的に具体的に記載する必要があるのではないかと考える。

<西口委員>

どのような内容とすればよいと考えるのか。

<長澤委員>

附帯決議に賛成することが前提なのではないが、例えば、公表について、様々な段階を経て公表に至るということは承知しているが、公表の規定の是非を含めてある時点で改めて検討することとしてはどうかと考える。また、7月から有料化が全国で一律に開始されることから、第5条のプラスチック製レジ袋の提供禁止の義務規定をある期間は努力義務とすることを記載してもよいのではないかと考えている。その他にも、どうしても紙袋ではなくプラスチック製レジ袋が必要な場合や、買い

物客とのやり取りの中で、プラスチック製レジ袋を提供せざるを得ない場合もあると思うので、そういう場合にも指導や立入調査、公表を適用するのかということについて、文章表現は難しいと思うが、そういう内容を含めてはどうかと思う。

<平本委員>

一旦会派に持ち帰ることとしてはどうか。

<並河委員長>

それでは、ここで休憩をはさみ、会派に持ち帰ることとする。

～14:54

<休憩 14:54～16:10>

<並河委員長>

それでは、各会派で検討いただいた結果について、順次発言願いたい。

<三宅委員>

会派で協議を行ったが、この内容では賛同しかねる。継続審査をお願いしたい。

<富谷委員>

この附帯決議案では具体性に欠ける部分があり、賛同しかねる。施行期日についても、令和3年2月1日からとし、公表に係る規定についてもそこから半年後に施行することとするなど、具体的に記載すべきではないかと考える。継続審査すべきと考える。

<長澤委員>

我々も、本条例案と附帯決議案のセットでは賛同し難いと考えている。どのように具体的に進めていくのか、市の施策としてどのような見通しなのか、どのような規則を定めるのか等も含めて判断していく必要があると考える。これらについて、改めて執行部から見解を求めてもよいと思う。

<小松委員>

条例案自体は問題ないと思う。施行規則は市長が定めるものであるため、担保がないという話があったが、万が一、市長が附帯決議を無視した場合、問責決議や不信任決議の話が出てよいと思う。これが二元代表制であると思う。しかし、市長は議会の意見をしっかりと聞くと表明しているので、それを信じたいと思う。

<西口委員>

当委員会ですべて議論を重ねてきている。この3月議会で議決したいと考えている。

<富谷委員>

先ほど継続審査と言ったのは、現在の附帯決議案では賛同できないため、予備日を利用して附帯決議の内容を協議する場を持たないかということである。

<並河委員長>

これまで意見交換会や議案審査を行ってきたが、意見がなかなか一致していない。環境問題は非常に重要な問題であり、議会で一致することが大事ではないかと考えている。本日は採決を行わず、予備日を用いて再度協議したいと考えるがどうか。

<平本委員>

これだけ協議をしてまとまらないのであれば、採決を行ってもよいと考える。

<小松委員>

賛成である。

<大塚副委員長>

採決を行えばよいと思う。

<富谷委員>

議論の時間が足りていないと思う。附帯決議を協議する時間を確保してもらいたいと思う。

<西口委員>

これまで真剣に議論を重ねており、我々は合意が得られるよう努力を重ねてきた。議論が足りないと言うが、なぜ積極的に意見を出し、建設的な議論ができなかったのか。3月議会で議決する気がなかったのではないかと感じている。採決に移ればよいと思う。

<三宅委員>

議論を尽くしたという話だが、工程表が出てきたのもつい最近の話であり、内容も漠然としている。これについて、もう少し議論を重ねなければならない。継続審査としていただきたい。

<平本委員>

工程表が出てきたのは前回の委員会だが、その際にしっかりと質疑を行ったと思う。その上で委員間討議を行い、本日も委員間討議を行った。それでも議論が足りないということに違和感があるのだがどうか。

<富谷委員>

会派の意見も集約する中で議論を行っている。重要な案件なので、予備日を利用して、できる限り議論を深めていきたいと考えている。

<平本委員>

富谷委員がこだわっているのは、条例についてなのか。それとも附帯決議案についてなのか。

<富谷委員>

附帯決議案についてである。再度附帯決議案の内容について協議したいと考えている。

<平本委員>

附帯決議の内容に合意ができれば条例に賛成してもよいということか。

<富谷委員>

我々が提案した内容を認めていただければ、それもあり得る。

<長澤委員>

附帯決議の内容だけを考えれば、もう少し具体的な内容にすべきだと思う。審査についても、工程表も含めてごく最近になってからであり、まだまだ審議の余地はあると思う。

<西口委員>

これまで議論を重ねてきたにも関わらず継続審査という意見があることに疑念を抱いている。3月議会で議決すればよいと思う。

<三宅委員>

我々は、ポイ捨て等禁止条例の策定のために多くの議論を重ねてきた。その議論の回数と今回の条例の議論の回数は全然違う。議論が足りていないと考える。

<並河委員長>

もっと附帯決議の内容を具体的にすべきと考えるがどうか。

<西口委員>

委員長はどのように考えるのか。

<並河委員長>

公表の規定はなくすべきと考えている。皆で進めるということに重点を置くべきだと思う。

<平本委員>

条文の内容については附帯決議に盛り込む内容ではない。

<並河委員長>

私は、市民や事業者が納得できるような条例にすべきであり、もう少し執行部と協議を重ねていくべきではないかと考えている。我々ももう少し事業者の実態を知るべきではないか。

<西口委員>

附帯決議の内容に疑義があるのであれば、このような内容にすればよいという前向きな意見を出すべきと考えるが、意見すら出てこない。私は不信感を抱いている。

<三宅委員>

短時間で判断できるような内容ではない。もう少し時間をかけて協議したい。

<大塚副委員長>

3月議会で議決することとし、附帯決議の内容について協議していけばよいと思う。

<富谷委員>

採決するに当たり、附帯決議の内容を含めて判断したいと思っている。しかし、現在の附帯決議案では不十分と考えるため、もう少し時間が欲しい。

<長澤委員>

施行規則がわからなければ、どのように運用されていくのかがわからない。また、議会が求めている内容がこの附帯決議で十分に担保されるのかもわからない。今すぐ議決すべきでないとする。

<西口委員>

当初から委員会の採決は本日に予定されている。各会派から附帯決議案が出てきていれば内容を協議することができた。予定がわかっていたにも関わらず、なぜ何も出してこなかったのか。

<三宅委員>

工程表が3月6日に提示されたが、内容も詳しく書かれておらず、工程表どおりに進んでいくとは思えない。そのため、もう少し議論を重ねていきたいと思っている。それは、1日や2日で議論できる話ではないので、継続審査をお願いしたいと考えている。

<小松委員>

附帯決議案には延期を視野に入れることも書かれている。これで納得できないのか。公表の規定について意見があるが、附帯決議に「公平・公正な審査会の設置を望む」というような内容を盛り込めばよいのではないか。

<三宅委員>

ここ最近になって各団体からの要望書が亀岡市に提出されている。我々はこれに対する審議もできていない。こういったことから議論が尽くせていないと考えている。

<富谷委員>

施行期日を令和3年2月1日からとし、公表に係る規定についてはその半年後から施行するよう附帯決議案を修正していただきたいと思う。

<西口委員>

そのようにすれば賛同してもらえるのか。

<富谷委員>

その他の規定についても検討したいので、時間をいただきたいと考える。

<長澤委員>

全体にわたって具体的に記載すべきと考える。また、その附帯決議の内容がどれだけ担保されるのかを執行部に確認してはどうかと考える。

<平本委員>

附帯決議は当委員会の意思であるので、それに対する執行部の考え方を確認し、調整する必要はないと思う。

<長澤委員>

そのとおりだと思うが、執行部の判断に委ねることとなるので不安が残る。

<平本委員>

長澤委員はどのように進めていくことがよいと考えるか。

<長澤委員>

私はまだ条例案自体にも問題があると思っているのだが、附帯決議案については、もう少し委員会の中で協議して練り上げる必要があると思う。

<平本委員>

条例案には賛成するということか。

<長澤委員>

現在のところ、100%賛成するとは言い難い。どのような運用がなされるのかにもよる。

<三宅委員>

皆の意見は、条例案には賛成だが、附帯決議案の内容に疑義があるということだと思う。時間をかければ解決する問題なのではないか。

<西口委員>

これを撤回すればよいのか。

<三宅委員>

中身の吟味が足りないということである。私は十分な議論を尽くしたとは思っていない。

<西口委員>

議論の題材を出してはどうか。

<三宅委員>

工程表である。しっかりとした工程表が出てくれば議論ができる。しかし、そのような工程表は1カ月や2カ月では作成できない。

<並河委員長>

予備日を利用することについて、どのように考えるか。

<富谷委員>

そのようにしてもらいたい。

<長澤委員>

条例案の一部修正を含め、附帯決議を練り上げる時間が必要だと思う。

<大塚副委員長>

採決をお願いしたい。

<並河委員長>

それでは、委員間討議を終了し、討論・採決に移る。

～17:01

4 討論・採決

[討論]

<長澤委員>

第47号議案について、趣旨には賛同するが、公表や義務規定の定め方等いくつかの具体的な事項について問題があるため反対とする。詳しくは本会議で述べる。

<平本委員>

第47号議案について、先ほどから申し上げているとおり、条例については異論がない。進め方については、附帯決議を十分に尊重していただくこととして賛成とする。

<小松委員>

第47号議案について、条例の趣旨については大いに賛成であり、後は施行期日等についてのことだけであるため、本条例案には賛成する。

[採決]

第42号議案 挙手 全員 可決

第45号議案 挙手 全員 可決

第46号議案 挙手 全員 可決

[三宅委員 退室]

第47号議案 挙手 多数 可決 (反対:長澤)

[三宅委員 入室]

第48号議案 挙手 全員 可決

第56号議案 挙手 全員 可決

[三宅委員 退室]

第47号議案に対する附帯決議案 挙手 多数 可決 (反対:長澤)

[三宅委員 入室]

<並河委員長>

第47号議案に対する附帯決議案については、環境厚生常任委員会として、本会議において附帯決議案として提出したいと思うが、これに異議はないか。

(異議なし)

<並河委員長>

異議なしと認め、環境厚生常任委員会から附帯決議案を提案することとする。次に、附帯決議案の発議者について、事務局から説明を。

<事務局主査>

先例・申合わせでは、委員会発議による意見書案等の議案は、委員会で全会一致の場合のみ委員長名で発議するのが例であるとされている。正式な発議者の決定は議会運営委員会で行われるが、当委員会としてどのように取り扱うのかについてご協議願いたい。

<並河委員長>

意見はあるか。

<平本委員>

最終的には議会運営委員会で確認することとなるが、現在のところは西口委員と小松委員と私で発議したいと思う。

[指摘要望事項なし]

5 議会だよりの掲載事項について

<並河委員長>

掲載事項について、意見はあるか。

<平本委員>

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例について掲載願いたい。

<並河委員長>

それでは、プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例について掲載することとする。

～ 17 : 16

6 亀岡市防災会議委員の選出について

<並河委員長>

事務局から説明を。

<事務局主査>

先日の2月特別議会での環境厚生常任委員会において、常任委員長の交代により、残任期間について、委員長を防災会議委員とすることを決定いただいたが、5月末をもって任期が満了となることから、再度ご検討願いたい。なお、防災会議委員の選出については、申合せにより、委員長のあて職となっている。それを踏まえて決定願いたい

<並河委員長>

防災会議委員については、申合せのとおり委員長を選出することで、異議はないか。
(異議なし)

～ 17 : 17

7 わがまちトークの意見対応について

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

・千代川町：1、2報告

～ 17 : 20

8 その他

(1) 行政視察について

<並河委員長>

常任委員会の行政視察については、例年5月に実施しているところだが、議会運営委員会の行政視察については、新型コロナウイルス感染症対策として、「実施時期の見合わせ」が決定されている。これらを踏まえ、当委員会においても視察の実施時期や視察内容の検討について、どのように取り扱うのか協議したい。意見はあるか。

<平本委員>

今後の動向を見極めてから決定していく必要があると思う。

<並河委員長>

それでは、状況を見ながら判断することとしたい。3月議会の最終日の委員会で視察内容の方向性を協議したいと思う。テーマや視察先の提案があれば18日（水）までに事務局に提案願う。

<平本委員>

視察内容の協議と合わせ、新年度に取り組むテーマについても協議できればと思う。

<並河委員長>

次回の委員会で検討していくこととしたい。

散会 ～17:24